

台東区長

服部 征夫殿

令和3年度にむけた

政策要望

令和2年11月

つなぐプロジェクト

つなぐプロジェクト 政策要望

I. 行政経営の推進

(1) ウィズコロナ・アフターコロナの区政運営について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、ビジネスや働き方、住む場所や欲しいもの、時間の使い方など個人の価値観に変化をもたらし、社会的な大変革が起こりつつある。区の人口推計や行政に求められるプライオリティーも変化していく可能性が高い。

・ウィズコロナ、アフターコロナには、長期総合計画や都市マスタープランなども含め、多くの計画を作り直して、区政を進めていくこと。また、その社会的大変革によって、多大な影響を受ける可能性の高い長期的な事業については、その影響をしっかりと検討したうえで実施すること。

・今後財政状況が大変厳しくなっていくことになっても、区民サービスの向上や中長期的にトータルコストの縮減を図っていけるような事業(区有施設のファシリティなど)や、コロナ対策において国や都の対応で抜け落ちてしまっている部分をフォローできるような対策など、しっかりと実施していくこと。

(2) 区有施設の有効活用

・制度変更や時代推移により行政に求められる施設は変化しており、限られた区有施設を、より行政需要に合った有効的な施設へと転換していかざるを得ない。区有施設の適正化に向けた取り組みを、庁内の体制整備を含め推進していくこと。

・集会施設をより有効に活用するため、区民館・社会教育施設・老人福祉施設の機能を複合化し、その管理の一元化を図るなど、集会スペースの有効活用、利用者の利便性向上を推進すること。

(3) ICT を活用した行政の効率化の推進

・AI や RPA の利活用を拡充すること。

・在宅ワークの導入に向けた環境整備(システムなどのハード面と、研修などのソフト面など)を推進すること。

・オンラインの会議やイベントを推進するため、機器の整備や研修を充実させること。

・協働の推進などの二次利用を促進するため、オープンデータのデータ数の充実や、アイデアソンの開催など取り組みを推進すること。

・ICT を活用し市民がレポートすることで、市民と行政、市民と市民の間で、地域での困った課題(道路が傷んでいるなど)を共有し、合理的、効率的に解決する取り組みを検討すること。

・利便性や収納率向上のため、WEBから口座登録に係る一連の手続きをすることが可能となる「WEB口座振替受付サービス」を導入すること。

(4) 台東区のブランド力向上

・戦略的な広報実現にむけて、来街者対応だけでなく、定住促進にもしっかりと寄与し、施策の効果を最大限発揮できるような情報発信を行っていくため、広報アドバイザーや民間出身者の登用など民間活力の導入を図り、広報機能の充実を進めること。

・ジェンダー炎上を防ぐ仕組みづくりとして、男女表現ガイドラインの制定をすすめること。

(5) 協働の推進

・今後の行政運営における手法として、協働事業の活用は有益な一つの手法となりえる。

協働事業の更なる推進に向けて、行政側の意識改革や、中間支援組織の優秀な人材の確保、

利用しやすい立地、補助金指針の見直し、庁内における組織改正を含めたバックアップ体制づくりなど、体制整備の推進を図ること。

(6) 窓口サービスの向上

- ・複数の窓口で手続きが必要な場合に窓口ごとに要する待ち時間を短縮・解消するなど、待ち時間の短縮に努めるためのシステムを構築すること。
- ・ライフイベントに係る窓口対応を、1階へ一元配置すること。
- ・高齢者相談総合窓口の後期高齢者医療保険を追加し、高齢者対応窓口のワンストップサービスを拡充すること。
- ・学校園含む各窓口にAI型通訳機器等の設置をすること。

(7) SDGsを踏まえた行政運営の実施

- ・環境や人権等の17のゴールを踏まえた行政運営を実施すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響でさらに顕在化したジェンダーギャップの解消について全庁をあげて取り組むこと

(8) 多文化共生の推進

- ・多文化共生課を創設すること。
- ・外国籍の方の日本語教育を充実すること。また、行政・教育機関における「やさしい日本語」の更なる推進を行うこと。
- ・学校園含む各窓口にAI型通訳機器等の設置をすること。(再掲)

(9) 本庁舎の整備計画の推進

- ・現在の本庁舎は、竣工後46年が経過。本庁舎に求められる機能が大きく変化している。改築も含めた本庁舎の在り方について、具体的な検討を進めること。

II. まちづくり政策

1. 災害対策

(1) 初期消火体制の充実

- ・地域の実情に合わせてスタンドパイプや大型消火器など、初期消火体制を強化するためのツールの配備をさらに充実すること。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

- ・都市間の災害時応援協定の促進に努めること。(台東区の姉妹・友好都市は、地域に偏在があり、十分な体制が確保されているとはいえない。近隣都市(都下)や東海、関越地域などの市区町村と、災害に特化した「都市間災害時応援協定」を締結すること)
- ・防災アプリを水害時にも活用できるようバージョンアップし、区の災害時のアプリ情報の有用性を区民に周知することで活用を促していくこと。
- ・災害状況やリスク状況など、「わかりやすい情報発信」の検討を行うこと。
- ・震災後速やかに応急危険度判定を実施できるよう、応急危険度判定員の拡充のための積極的な働きかけを強化するとともに、判定員との平時からの連携強化など、実効性のある備えを構築すること。
- ・災害時に、より威力を発揮できるすぐれた防災用具(ノーパンク自転車や折り畳みポート・カセットボンベ発電機など)を積極的に取り入れるなど、区の災害対応力の充実に努めること。

- ・ゲリラ豪雨対策として、止水版の設置を推進すること。

(3) 避難所運営の向上

- ・路上生活者を含むすべての人が災害時の安全を確保できるよう、震災時と水害時の避難施設の違いや、自主避難施設・避難施設・一時滞在施設の役割について、周知を徹底すること。
- ・水害時、垂直避難をした場合の様々な生活上のリスクを、正確にしっかりと伝達していくこと。区外への避難施設の確保を国や都へ働きかけていくこと。
- ・HUG・ディグといった状況付与型訓練の実施を促進し、避難所マニュアルの整備を促進すること。
- ・福祉避難所の指定施設の更なる充実と、福祉避難所マニュアルの整備を促進すること。
- ・乳児の災害対策を充実させること。(液体ミルクや専用ガスコンロの備蓄など)

(4) 帰宅困難者対策の充実

- ・増加する来街者への対応として、一時滞在候補施設の確保を更に推進すること。また、インバウンドへの対策強化に努めること。

2. 環境

(1) 再生可能エネルギーの積極展開によるスマートエネルギーの推進

- ・区有施設の省電力型照明整備を計画通り実施すること。
- ・家庭や企業における省エネ機器、再生可能エネルギー機器の導入を促すよう、十分な予算を確保すること。
- ・温暖化対策として。ペットボトルの削減を目指し、マイボトル運動や給水所の区内設置を推進すること。

(2) 自転車対策の向上

- ・民間主導型シェアサイクルの駐輪場の更なる拡充とともに、民地を利用した駐輪場システムの拡充・推進を図ること。
- ・子ども乗せ電動自転車などの大型自転車の利用者が増えているが、その重さと大きさにより、駐輪場の利用に支障が生じている。大型自転車への対応に努めること。

3. 都市整備

- ・リノベーションまちづくりを推進すること。
- ・地域主体のまちづくりを推進するための仕組みを検討すること。
- ・街のさらなる機能性や居住性の向上、安心・安全で魅力ある街づくりなどを実現するため、地域によっては、高度利用により有効的な土地活用を行うべき。それぞれの地域の実情に合った再開発の促進に努めること。

4. 住宅

- ・空家の利活用を推進するため、他区の先進事例(マッチング事業等)をしっかりと検証し、新しい事業スキームの検討を行うこと。

Ⅲ 文化・伝統を活かした賑わい政策

1. 産業

- ・女性の復職支援／プチ創業を含む創業支援を実施、充実させること。
- ・区内在住者が近くの勤務先に勤められるような職住近接を推進すること。
- ・新たな活力をもたらす、IT 関連など新規産業の企業誘致を推進すること。また、創業支援の拠点施設を整備すること。
- ・台東区ブランドを内外に発信していくため、また、インバウンド対応(キャッシュレス・通訳アプリ)に向けて、更なる ICT の積極活用を推進すること。
- ・区内商工団体は、区の発展における大切なパートナー。現状把握をしっかりと行うとともに、行政と団体が一つとなって課題解決に向けて協議を行い、自助の努力を即しながらも、しっかりとしたサポート体制を充実すること。

2. 観光・文化

(1) ユニバーサルデザイン施策の推進

- ・国際文化観光都市として、障害者や高齢者、子育て中の方々も安心して台東区へお越しいただける環境を整備していくユニバーサルデザイン施策の更なる推進を早急に図ること。(特に、区有施設においては、段差解消や手すり設置など、早急にバリアフリーの向上に努めること。)

(2) おもてなし対応の強化

- ・有料トイレやネーミングライツ等の手法も検討し、しっかりとしたおもてなしで対応できるよう快適なトイレの増設を含め、観光スポットの拡大や来街者の増加に合わせた環境整備を推進すること。

IV 教育・子育て政策

1. 教育

(1) コロナ禍における環境整備について

- ・早期の情報連絡体制の構築と双方向通信のため、1人1件のアカウントの取得を教育委員会として実施すること。
- ・オンライン教育の実施を見据え、家庭での通信環境の整備ができるよう支援を検討すること。
- ・就学前教育やコミュニケーションについて、オンラインで実施する園(保育園含む)に対しての支援を検討すること。
- ・保育園等への感染拡大防止対策における助成を、園の規模などにも配慮し追加助成を実施するなど充実すること。

(2) 基礎・基本の学力の定着と考える力の育成

- ・小学校低学年時における基礎・基本を身につけられるような対策強化と、考える力を高めるためのカリキュラムをさらに充実させること。
- ・教育レベルの底上げを図るため、学習支援事業の対象拡大(小学校)なども含め、さらに効果を出していく改善を進めていくこと。

(3) 生涯教育・スポーツの充実

- ・ボール遊びのできる施設を拡充すること。

- ・ 隅田川を活かしたランニング環境の整備を進めること。(隅田川親水テラスにランニングしやすい路面整備や距離表示、ランニングステーションの設置整備など)
- ・ 公園や児童遊園において、子どもの発達段階に合わせた遊具を地域ブロックごとに配置するなど、計画的な公園整備を検討すること。
- ・ 障害がある子どもでも遊べるような公園(インクルーシブ公園)の整備に向けた検討をすすめること。
- ・ プレイパークを実施すること。

(4) いじめ対策の強化

- ・ ネットの急速な普及もあり、SNS等による「見えないいじめ」が増加傾向にある。その対策として ICT 等を活用した先進的な取組を早期に検討・導入し、いじめ対策の強化に努めること。
- ・ 正確な実態把握をした上での対策を推進すること。

(5) 教育・保育現場のサポート機能の充実

- ・ 教育現場における課題の複雑化・多様化に対応するため、スクールロイヤーの配置など、サポート機能を充実すること。
- ・ 私立保育所などへのスクールソーシャルワーカーを配置すること。

(6) リスク管理教育の推進

- ・ 次代を担う子供たちが急速に発展する情報化社会を生き抜いていくために、情報活用に関しての判断力や選択能力の育成を推進すること。
- ・ オンライン教育を早急にすすめ、在宅でも子どもが一人で情報通信機器を利用する機会が増えることから、メディア・リテラシー教育の更なる充実を行うこと。

2. 子育て

(1) 多様なニーズに対応できる保育サービスの拡充

- ・ 待機児童対策として、不足分を認可保育園整備だけで行うのではなく、既存の施設を含めて、ゼロベースで見直し、公私のバランスも図りながら、認定こども園整備や多様なニーズに応えられる施設整備も含め、全てのやり方をフル活用すること。(私立幼稚園の預り保育の拡充や区立幼稚園を公営の3-5歳児に特化したこども園への転換など)
- ・ 3歳児以降の受け入れ先も踏まえた連携園(認可保育所)の仕組みづくりを早々に進めること。
- ・ 量の拡充とともに、子どもたちの育ちの場である保育園の質の充実についてもしっかりと予算をつけて取り組むこと。

(2) 要保護児童対策の充実

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を行っている保健所と子ども家庭センターの連携強化は必須。保健所の情報システムを強化し、子ども家庭センターの情報システムと連携を図ること。また、子ども家庭支援センター間においても情報システムと連携を図ること。
- ・ 要保護として通報された家庭へのケアを充実させること。
- ・ 要保護児童など、保護者から申請がない場合でも、教師や学童の職員等が気になる子どもについて、オンラインでの面談なども含めて対応を強化すること。

(3) 産後ケアの充実

- ・ 産褥期の母親の心身安定と育児不安の解消を図るため、産後ケアを充実すること。

(デイサービスや自宅に伺うアウトリーチ型支援の実施。切れ目のないサービスになっているかを検証し穴を防ぐこと)

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、このコロナ禍で非常に大きな負担を強いられている。

- ・児童扶養手当は前年の所得をベースに受給対象となるため、家計が急変しても、手当や粗利に伴う各種サービスを受けることができない。早急に支援を拡充すること。
- ・フードパントリーの区内各所での実施を検討すること。
- ・養育費の保証の助成制度を早急に検討すること。

(5) 多胎児支援の充実について

- ・多胎児の保護者向けのベビーシッター利用支援事業なども活用しサポートを充実させること。

(6) 子ども・若者の居場所づくりの推進

- ・ひきこもりや社会から孤立することなく、安心して社会生活をおくるための、いつでも気軽に相談や集うことができる施設整備など、若者の居場所づくりを推進すること。
- ・コロナ感染拡大によって、学校に行けない・行かない子どもに対する居場所づくりや対応を教育委員会全体として実施していくこと。
- ・コロナ禍において、子ども食堂のニーズは高まっていく可能性は高く、現在の事業者数では対応しきれず、また、場所の偏在もある。区内で子供たちに食事だけ提供している団体にも支援を拡大するなど、区内にさらに数多く設置できるよう支援を充実すること。
- ・区民館などの区有施設において「子育て支援環境整備ガイドライン」を踏まえた子連れにやさしい施設にするためにできることから取り組むこと。

(7) 幼保無償化の充実

- ・就学援助の基準や施設間の負担の公平性等を踏まえて、世帯年収 680 万円程度まで無償となっている。就学援助の基準を踏まえた、多子世帯の年収制限の緩和を検討すること。また、施設間の負担の公平性を進めるため、公立幼稚園の給食を推進すること。

V 健康・福祉政策

1. 健康

(1) がん対策の充実

- ・早期発見につながる、がん検診の充実(精度の高い検査の機会提供)を行うこと。
(子宮頸がん検査の HPV 検査の併用・肺がんの CT 検診)

(2) 熱中症対策の推進

- ・区内行事の実施をするに当たり、暑さなどの気候に配慮した日程設定や環境配慮を実施すること。

2. 衛生

(1) 感染症対策の充実

- ・気候変動の影響や国際化の進行により、本来国内では感染が拡大していない感染症の流行が、今後懸念される。それら感染症についても、しっかりと検証を行い、対策を検討し

ていくこと。

- ・学校・園へのサーベイランスシステムの導入など、子どもの感染を防ぐための体制整備を充実させること。
- ・今回のコロナ感染拡大のような感染症拡大時においても、災害時のような病院間の広域連携を構築すること（二次医療圏内の病院連携や災害コーディネーターの活用など）

(2) 受動喫煙対策の推進

- ・受動喫煙対策の推進に向けて、分煙対策の環境整備を充実するとともに、受動喫煙の害について周知を徹底すること。

(3) ワクチン接種の啓発

- ・コロナ禍においても、ワクチン接種がしっかりと行われるよう啓発に努めること。

3. 福祉

(1) 在宅介護・看護へのサポート体制の充実

- ・小規模多機能型居宅介護や・定期巡回型介護などの充実を促進し、施設と同等レベルの介護が受けられるような在宅サービスを充実していくこと。
- ・患者のニーズに応じた病院・病床機関の役割分担や、医療機関と介護の間の連携強化など、より効果的、効率的な医療・介護のサービス提供体制を構築すること。（訪問診療や往診体制の充実、地域包括ケア推進のための医療・介護関係者間での電子カルテの整備など）
- ・介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するため、新たな技術を活用するなどの先駆的な取り組みを推進すること。

(2) 介護予防サービスの充実

- ・長距離の外出が困難な高齢者でも気軽に介護予防サービスを行うことができるよう、自宅や身近な場所で介護予防を行えるようにサービス内容を充実すること。
- ・コロナ禍により外出や人との接触を控える方が増加している。高齢者のスマホ所持率も増加傾向にあることから、ICT活用の検討を含めたフレイル予防対策を充実すること。

(3) ダブルケア対策の推進

- ・中長期的に伴走できるような仕組みの構築を行うこと。
- ・多様なケアと仕事の両立ができるような事業者に対する啓発や支援を推進すること。
- ・十分な育児支援を受けられるよう、保育園の入所審査の際の指数加算を行うこと。

(4) 障害者施設の充実

- ・グループホームの整備において、より重度の方に配慮した整備に努めること。
- ・障害者の高齢化に伴う施設整備を推進すること。
- ・福祉作業所で作る商品のブランド力強化のための取り組みを充実すること。

(5) 障害者施設のサポート体制の充実

- ・グループホーム等の支援員やボランティアスタッフ確保に向けた対策を充実すること。

(6) 松が谷福社会館の再整備

- ・増加傾向にある療育へのニーズ対応や、子どもから学齢期、若者まで切れ目の無い一貫した支援にむけた体制整備を図ること。